戸籍住民課からのお知らせ

マイナンバーカード普及促進キャンペーンマイナンバーカード申請用写真を窓口で撮影します

申請者自身でのご用意が必要である本人の写真を市 戸籍住民課窓口で職員が撮影し、マイナンバーカード 申請手続きのお手伝いをします(写真の画質は写真専 門店等にて撮影したものよりも劣りますがご了承ください)。

【実施期間】 9月5日(木) から10月31日(木)まで 平日の午前9時から午後5時まで

【対 象 者】 小松島市内に住民登録のある方 【持参書類】

●本人確認書類(有効期限内の原本)※写真付(1点)または写真なし(2点)

1点書類:運転免許証、顔写真入り住基カード、パスポート、身

体障害者手帳 など

2点書類:健康保険証、後期高齢者医療保険証、介護保険証、

年金手帳、年金証書、生活保護受給者証 など

- ●通知カード
- ※マイナンバーカードの初回交付料は無料です。
- ※15歳未満の方、成年被後見人の方は、必ず法定代理人が同行してください。
- ※カードの受け取りには、交付申請から1ヵ月程度を要します。なお、受取時には再度ご本人様にお越しいただく必要があります(郵送で受け取りをされる場合、申請時の必要書類が異なりますので、詳しくは下記までお問い合わせください)

申請されたマイナンバーカードの お受け取りをされていない方へ

~カード廃棄のお知らせ~

マイナンバーカードを申請後、お受け取りされていない方のカードは、現在、市戸籍住民課で保管しておりますが、令和2年1月以降に対象カードを廃棄する予定です。

【廃棄対象】平成30年12月末までに最初の 交付通知書を送付した方

対象の方には、9月5日に転送不要郵便で 交付通知書(再送)をお送りしています。ご 確認のうえ、早めのお手続きをお願いします。

なお、カードが廃棄された後、再度マイナン バーカードの取得をご希望される場合、改めて マイナンバーカードの交付申請を行う必要があ

ります。詳しく は、下記まで お問い合わせ ください。



10月1日から 「本人通知制度」が始まります

本人通知制度とは住民票や戸籍謄抄本などの証明書を本人の代理人や第三者に交付した場合に、 事前に登録された方に交付の事実を郵便でお知らせする制度です。

この制度は、証明書の不正請求の抑止および不 正取得による個人の権利侵害の防止を目的としてい ます。 (※制度の利用には、事前に登録が必要です)

【登録ができる方】

小松島市に住民登録または本籍がある(あった)方 【通知の対象となる証明】

●住民票の写し (除票含む)・住民票の記載事項 証明書

- ●戸籍(除籍)謄抄本・戸籍(除籍)の附票の写し
- ●戸籍(除籍)記載事項証明書
- ※国又は地方公共団体からの公用請求、特定事務受任者が 行う職務上請求は通知の対象となりません。

【通知される内容】

- ●証明書の交付年月日
- ●交付した証明書の種別、交付通数
- ●交付請求者の区分(代理人、第三者)
- ※証明書請求者の氏名・住所等個人情報は通知されません

【申請に必要なもの】

- ●申請者の本人確認書類(運転免許証、マイナン バーカードなど。顔写真がない場合は証明書2点)
- ●任意代理人が申請する場合は、委任状と代理人 の本人確認書類
- ●法定代理人(親権者・成年後見人)が申請する場合は資格を証する書類と代理人の本人確認書類 ※登録申請は9月2日(月)から受付しております。

【お問い合わせ先】戸籍住民課(市役所1階①番窓口)☎32・2112/FAX33・2234 Mail: kosekijumin@city.komatsushima.i-tokushima.jp